

令和5年度（第2期）育児休業明け入所予約制度のご案内

長野市内にお住まいで、育児介護休業法等*の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ予約できる制度です。申し込み人数が予約可能数を超えた場合は選考となります。

なお、この入所予約制度は、正式な保育所等の申し込みに先立ち、各施設において実施する事業です。

* 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令をいいます。（以下同じ）

1 対象者

入所予約の申し込みができるのは、次の条件をすべて満たしている方です。

- （1）申し込み児童と保護者が基準日時点で長野市民（住民登録が長野市）であること
- （2）保護者が、育児休業法等の法律に基づく育児休業（給付金受給対象であること）を取得し、復職月からの入所希望であること
- （3）保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること
- （4）入所時に保護者いずれも保育を必要とする理由に該当していること
- （5）予約希望月の年齢（月齢）が各施設の定める年齢（月齢）に達していること

※ 育児休業対象児童の兄弟も同時に予約が可能ですが、施設によっては予約できない場合があります。

※ 当分の間、育児介護休業法等の法律に基づく育児休業に引き続き勤務先の育児休業を取得し、復職する場合も対象とします。

2 予約可能数

各施設とも若干名

3 申し込み期間

次のそれぞれの期間中（祝日を除く月～金 9時～16時まで）となります。

期別	申し込み期間	基準日	対象
第2期	令和5年5月25日（木）～ 令和5年6月5日（月）	令和5年4月1日	令和5年10月から令和6年（2024年）2月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

※令和6年（2024年）4月中に育児休業が終了し、かつ復職する場合は、令和6年4月の申し込みの対象となります。

※申し込みの際は、受付できる職員がいるか事前に希望施設にご連絡のうえ、ご提出いただくようお願いいたします。

4 実施施設

● 第2期

施設名	予約可能年齢	施設名	予約可能年齢	施設名	予約可能年齢
清野保育園	7か月	西条保育園	満1歳	善光寺保育園	満1歳
聖フランシスコ保育園	10か月	三輪保育園	8か月	浅川中央保育園	満1歳
かざぐるま保育園	7か月	たんぼぼ保育園	7か月	まきば保育園	8か月
御厨保育園	8か月	長野大橋保育園	8か月	おはなし屋保育園	8か月
みらいく保育園	10か月	古牧東部保育園	満1歳	円福幼稚園	8か月
丹波島こども園	満1歳	芹田東部こども園	満1歳	小市こども園	7か月
ころぼっくるこども園	満1歳				

《参考》 予約希望月における予約可能年齢（月齢）早見表

予約可能年齢	10月予約	11月予約	12月予約	1月予約	2月予約
7か月	R5.4.1生まで				
8か月	R5.3.1生まで	R5.4.1生まで			
10か月	R5.1.1生まで	R5.2.1生まで	R5.3.1生まで	R5.4.1生まで	
満1歳	R4.11.1生まで	R4.12.1生まで	R5.1.1生まで	R5.2.1生まで	R5.3.1生まで

5 申し込み方法

(1) 申し込み場所

予約希望の施設（複数施設への同時申し込みはできません）

(2) 提出書類

- 育児休業明け入所予約申込書
- 父母の保育を必要とする理由を証明する書類（育児休業を取得している父または母は就労証明書に育児休業期間の証明が必要）
- 育児休業給付金支給決定通知書（後日提出できる場合に限り雇用保険被保険者証(写)の添付でも可）

6 予約の内定

予約可能数を超える申し込みがあった場合は各施設での選考となります。

(1) 予約の内定日

令和5年7月7日（金）

内定の結果は、申し込みをされた施設から電話、郵送等によりお知らせします。

(2) 内定後の入所手続き等

① 内定した場合

予約が内定となった方には、各施設から通知（連絡）します。入所月の前月中に希望施設を通じて正式な入所申し込みを行ってください。入所後、復職証明書を提出していただきます。

② 内定しなかった場合

予約が内定とならなかった方には、予約の内定日以降に申し込み書類一式をお返しします。通常の入所を希望の場合は入所希望月にかかる空き状況を市ホームページでご確認の上、申し込みの手続きをしてください（添付書類や各月の申込期間は「令和5年度 利用のご案内」でお確かめください）。

7 入所日について

入所予約による入所日は、育児休業明けの日からとなりますが、保護者と希望施設の協議により復職する月の初日から入所することも可能です。

ただし、予約内定後に当初の入所月を変更したり育児休業を延長したりする場合は、この入所予約は取り消しとなります。予約をする際は勤務先と復職日をあらかじめご確認いただきお申し込みください。

8 重要事項

- (1) この入所予約は、育児休業明けの復職者に対し、特例的に通常の申し込みに優先してその利用可能枠を確保するものです。内定後に辞退のないようお願いします。
- (2) この入所予約は、通常の申し込みに先立ち、各施設において実施する事業です。選考方法や選考結果については各施設にお問い合わせください。
- (3) 申し込み期間経過後の希望施設の変更はできません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は申し込み及び内定の取り消しとなります。
 - ① 複数施設または複数回にわたり入所予約や入所申し込みをした場合
 - ② 市外に転出した場合
 - ③ 内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職
 - ④ この入所予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合
 - ⑤ 申し込み児童が「集団保育困難」と判断された場合
 - ⑥ 申し込み児童の次子を妊娠又は出産するなどにより復職しない場合
- (5) 予約可能数は各施設若干名であるため、申し込み者全員が予約できるとは限りません。
- (6) 入所後の転所は原則できません（新築や転勤等により住居を異動予定の方は特にご注意ください）。
- (7) 入所後、期限までに復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。
- (8) ならし保育期間中も通常の保育料がかかります。